ことを体得すると共に、今まで被害者の立場や判断を尊重することなく、独善的な思いから罷免の原因となった事件を起こしてしまった自分が誤った優越的思想に陥っていたことを心底反省したことが認められる。

⑶　さらに、請求者本人によれば、請求者が東京福祉大学でのコンプライアンス業務や板橋区役所での国民健康保険料徴収業務受託事業、各種の社会奉仕活動の中で、学生、留学生、特に法的救済を求める意欲すら失っている人々や法律的な知識がないばかりに本当に困っている人々と出会うことにより、自分の持っている法律的素養や経験を活用できれば、より困っている人々に寄り添い、助けることができるという思いを日ごとに強めていったことが認められる。

これらの事実からすれば、請求者が罷免の裁判を受けた後、自己の過ちを深く反省し、日々の生活の中で過去の自分の考え方や行動を改めるような人格の改善があり、二度と弾劾されたような過誤を犯さないであろうことが推認できる。

⑷　他方、罷免裁判の理由となった罷免の事由はいわゆるストーカー規制法違反の罪であり、刑事事件での刑罰も懲役６月、執行猶予２年の有罪判決と重罪であること、当裁判所において本件と同様に裁判官弾劾法第38条第１項第１号に基づく資格回復の請求が認められた先例（昭和37年（回）第１号・昭和59年（回）第１号・昭和61年(回)第１号）と異なり、本件に関する罷免事由の性質は、破廉恥罪であり被害者の心情を無視できないこと、罷免事件を起こした当時、請求者は甲府地方裁判所都留支部の支部長という立場にありながら、部下の女性職員に対し、セクシュアルハラスメントに該当する上司としてあるまじき行為をした点において、その態様も悪質かつ卑劣な行為であることや罷免事件から７年余を経過した現在においても、請求者が上記行為に及んだことに対して、請求者の妻から完全な許しを得ていないことも軽視できない。

また、請求者は罷免直後に交通事故を起こし、「自動車運転過失傷害」罪につき、平成22年１月19日不起訴処分を受けながら、人身事故を起こしたという認識が加害者として希薄であることが認められ（証拠６、請求者本人）、甚だ規範意識ないし遵法精神に欠けると言わざるをえないところも見受けられる。

これらの事実に着眼すれば、請求者が非常に反省し、今後、社会的弱者のために法律家として役に立ちたいという意向を有していたとしても、人格の改善があったとは認定できず、資格を回復するには時期尚早であるという意見もあろう。

⑸　しかしながら、前述のとおり、請求者は罷免後約７年間の生活の中で敢えて法律実務とは関わりのない仕事に従事していながら、その中で出会った社会的弱者の人々の実践的な法的救済の援助をしていきたいという決意を固めていったという経緯があることは明らかであり、そのための手段として住居を移転してまで栃木県内の会社に就職し、その系列にある病気で就学が困難な児童を支援するＮＰＯ法人において、法的素養と経験を生かしつつ弁護士として社会に貢献していきたいという確固たる意志を有するに至ったことには疑念の余地はないというべきである。また、請求者は昭和28年５月６日生まれの現在63歳であり、弁護士として社会的に活躍するためには体力的な面を考慮しても、早期に資格回復させることが望ましいこと、裁判所というある種狭い世界の中から、罷免後約７年間に世間の中でもまれることにより、人格を陶冶したと認められること、請求者の家族も社会の理解が得られるのであれば、請求者が法曹資格を回復して弁護士として社会貢献することを希望していること、請求者は学生時代から現在に至るまで行政法の研究を継続し、法律実務から離れていた間も法律家としての研鑽は怠らなかったこと、罷免から７年余の歳月を経て請求者に対する一般国民の非難感情も緩和されてきたと推測されること等諸般の事情を総合的に考慮すれば、請求者が罷免の裁判を受けた後、自己の過ちを深く反省し、日々の生活の中で過去の自分の考え方や行動を改めるような人格の改善があり、二度と弾劾されたような過誤を犯さないと国民が期待できると認めるに充分であって、第３の２⑷の事実は、上記認定を左右するものではない。

したがって、本件には裁判官弾劾法第38条第１項第１号の「相当とする事由」が認められる。

第４　結論

よって、本件請求は理由があるから、裁判官弾劾法第38条第１項第１号、裁判官弾劾裁判所規則第126条第１項により資格回復の裁判をすることとし、主文のとおり決定する。

平成28年５月17日

裁判官弾劾裁判所

裁判長裁判員　吉田　博美
裁判員　船田　元
裁判員　小川　敏夫
裁判員　棚橋　泰文
裁判員　原田　義昭
裁判員　小野寺五典
裁判員　古本伸一郎
裁判員　泉　健太
裁判員　漆原　良夫
裁判員　関口　昌一
裁判員　末松　信介
裁判員　荒木　清寛
裁判員　西田　昌司
裁判員　山田　俊男

人事異動

内閣府

民間資金等活用事業推進委員会委員に任命する
（六月七日）
工藤　和美

皇室事項

御祝電

天皇陛下は、六月九日タイ国国王陛下の御即位七十周年につき、同月八日同国国王陛下へ御祝電を発せられた。

御答電

天皇陛下から四月二十六日ラオス国国家主席閣下へ発せられた御祝電に対し、五月二十五日御答電があつた。

天皇陛下から四月二十日英国女王陛下へ発せられた御祝電に対し、五月二十七日御答電があつた。

官報告

官庁事項

東北地方整備局公示

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成７年法律第39号）第３条第１項の規定に基づき電線共同溝を整備すべき道路に指定したので、同条第４項の規定に基づき次のとおり公示する。

平成28年６月10日

東北地方整備局長　川瀧　弘之

道路の種類	路線名	区　間
一般国道	45号	塩釜市海岸通49番２から同市宮町500番３まで

求　人

労働保険審査官及び労働保険審査会法第36条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について

今般、雇用保険制度の関係事業主を代表する者である長谷川悦夫の辞任の申出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第36条の規定及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第22条第１項の規定に基づき、補欠の関係事業主を代表する者を指名したいので、資格ある事業主の団体は、下記により関係事業主を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成28年６月10日

厚生労働大臣臨時代理
国務大臣　加藤　勝信

記

１　推薦資格　推薦資格を有するものは、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第４条に規定する雇用保険に係る労働保険の保険関係の成立している事業の事業主の加入している事業主の団体であって、２以上の都道府県労働局の管轄区域にわたって組織を有するものであること。

２　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式の推薦書に候補者の履歴書を添付して提出すること。

３　推薦締切日　平成28年６月20日

４　推薦書及び添付書類の提出場所　〒105―0011　東京都港区芝公園１―５―32　労働委員会会館８階　労働保険審査会